

池田文書の研究(十一)

池田文書研究会

15 明治 年二月九日

一七五 伊東方成 池田謙斎

拜呈、然ハ聖上^{平出}御事、昨今御痰氣御起り被遊、御風氣ニも被為成候哉之御心地被為遊候間、御泡劑可差上旨、今朝拜診前命婦より申聞候間、篤と拝診仕候処、御脈御平常、御肌熱不伺 御咽喉之御イラツキ等も不被為在、全く御感冒御初期ニ可被為入奉存候、尤も昨日午後ハ御寒氣之御氣味被為在候様御側より見上候との事、朝之内ハ御氣分御宜可被為入候得共、午後ハ少々位之御寒氣御発熱も可被為在と奉存候、右御容体ハ御寒氣ニ御感し御痰氣御発動被為遊候御事故、御悪心^{悪心}被遊候様奉願上候、御葉、例え御泡劑御加入葉調献仕候、右之段本省へ申出置候、明後日之御代拝ハ侍従長へ被仰付候との御事(御要心之御為と奉存候)、御格別之御容体ニ不被為入候ハ、明後日ハ出御被為在候様仕度香川少輔申聞候間、尚今夕、明朝拜診可申出候得共、昨今御感冒御初期ニ被為入、追々少々之御発熱等ハ多分可被為在と相考候旨申出置候、前文差掛り明後日之御事も被為在候間、乍御苦勞今夕御拜診御出頭被下度、小生ハ明朝例刻可罷出候、右至急申上度、余は拝眉期候

也

二月九日

池田二等侍医殿

伊東方成

(田中)

(一) 香川少輔、池田一等侍医とあることから明治十六年から十八年の間の書簡と推定される。

16 明治 年九月十二日

一六八 伊東方成 池田一等侍医

(封筒裏) 池田一等侍医殿御直披 御容体書無事
(封筒裏) 侍医局伊東方成 午後七時

拜啓、然ハ今朝拜診後九時三十分又々御下痢御多量被為在候て、都合御両度多分之御便通被為在候ニ付ては、本日御加減之御水薬ハ御味悪敷、如何ニも被召上兼候間、尚御加減調献可致旨被仰出候ニ付、不取敢水製大黃丁幾を去り、橙舎を单舎利劑二代へ調献致候趣、岩佐氏方申談候て、此御水薬ハ被召上候との事御座候、同五時半御下痢ニ近き御滑便御中量御一行、今夕拜診仕候処、御腫氣御両脚とも一昨日ニ比スレハ著しく御加り被遊候様ニ相伺候、尤も今午後ハ御射的被遊、御步行被為在候故、一時の腫れ御増し被遊候御事とハ奉存候得共、過日来御同様御遷延被遊候内、今夕ノ如く御腫れ相伺候ニ付、兩三日間御充分之御下痢利水を要し候義と奉存候、

附ては大黃水製丁幾二代フルニ、明日^カ硫酸苦土尚一も增量致候ては如何可有之哉御勘考可被下候、且つ大黃丁幾等ハ臭味とも不佳ニして、御水劑中ニ配伍ハ相成間敷奉存候、右之段御相談仕度候、草々拜具

九月十二日夜

伊東方成

池田謙齋殿

〔田中〕

17 明治 年九月二十九日

一八五 伊東方成 池田謙齋

(封筒表)

池田一等侍医殿

親展

(封筒裏)

伊東方成

尚々明後一日朝拝診御出頭被下候ハ、都合至極之事ニ御座候、小生ハ明番ニ相成候、左様御承知可被下候

拜啓仕候、昨夜參館、御風氣中御邪魔申上候、然ハ今朝水揚酸之丸藥御調献ハ御都合次第第三・四日間御見合ニ相成候ては如何可有之哉、昨夜御相談仕候通り来ル一日御脚氣症弥以御全治被為遊候ニ付御藥御転方申上、拝診も通常ニ復し度、先以御脚氣御療養首尾能被為濟候折柄ニ付、御頸困レウマチス性御徴、為差御増進も不被為在候ハ、今明兩日御藥御前方御調献ニ相成、向後尚レウマチス荏苒タル御事ニ被為入候ハ、右御手当別段調献仕候方可然と奉存候如何、御意見相伺度此段得御意候也

九月二十九日朝

伊東方成

池田謙齋殿

追白、御風邪如何被為入候哉、折角御保護專要ニ奉折候也、尚前文之義ニ付拜顔可申上候也

〔田中〕

18 明治(十八)年(十)月 日

一六七 伊東方成 池田謙齋

拜啓、秋冷相催候処益御清榮奉拜賀候、然ハ第三回留学講會成規之通本月十五日^{木曜日}即第三^{木曜日}麴町区公園内於星ヶ岡茶寮相催候間、同日午後四時抽籤仕り度、何卒御繰合ヲ以三時比ヨリ御来臨被下候様奉願候、右御案内申上度如此ニ御座候也

十八年

伊東方成

〔田中〕

(二) 本月十五日即第三木曜日とあるので明治十八年十月と推定される。

19 明治(十八)年十月六日

一六四 伊東方成 池田謙齋

拜啓、然ハ本日乙酉会開会迄之処、於茶寮暫時間囲碁相楽ミ可申長与君ニ約束致し置候間、尊君思召御座候ハ、御操り^{マツ}上ゲ午後三時前同所え御来臨被下間敷、御都合奉伺候也、敬具

十月六日 伊東方成

池田謙齋様 侍史 (田中)

(一) 本日乙酉会開会とあるので明治十八年と推定される。

20 明治 年三月十六日

一五八 伊東方成 池田謙齋

拜啓、然はジールウラン氏馬車代金を為請取、明十七日御廐課へ
參候間、右代金明日午前十一時頃迄二大河内殿へ御差出二相
成候ハ、弘方取計ヒ呉候様依頼致置候、左様御承知可被下
候、右申上候也、拜具

三月十六日 伊東方成

池田謙齋様

尚々馬車ハ天氣ニ相成候上御引取ニ相成候方可然奉存候
也 (田中)

(一) 大河内…大河内正質。宮内省御用掛、陸軍少佐。

21 明治 年十二月三十日

一六〇 伊東方成 池田謙齋

月迫嘸々御多忙奉察候、然ハ隣家西郷殿御二男、五・六日前
方御風邪ニ御坐候処、昨日頃方肺部并喉頭部を相侵シ、甚夕

痛心仕候付、従道殿え貴官之御相談申度旨申談候処、御同氏

も頻リニ御懇願、別段御同氏方ハ御依頼書御認ニハ相成不申
候間、小官方宜敷御依頼申呉候儀被申聞候付、月迫御多端ニ

ハ被為在候半なれとも御繰合本日中午ニ御来診被下候ハ、万々
難有仕合、右御依頼迄得貴意度如此御坐候也、草々頓首

十二月廿日 伊東方成

池田謙齋様

尚々呉々も前文御依頼申上候也 (田中)

(一) 隣家西郷殿…西郷従道、永田町一丁目八番地に住居。方
成の住所は永田町一丁目十七番地

22 明治 年六月十八日

一六五 伊東方成 池田

(封筒裏) 池田一等侍医殿 御請
(封筒裏) 伊東方成

尊書拝読仕候、昨日ハ御差操御光来被下難有奉存候、然ハ高
輪伊藤殿え今日御不參被成候義ニ付、残之御申越之趣委細拝
承仕候、東伏見宮女王御異例ニ、深更より御苦勞被成候由、
万々奉恐察候、御容体不宜候ニ付尚又御參診被成、御容体次
第御上直難被成候ニ付、其節は小官出番可被呉候様御依頼之
趣、委細拝承仕候、御申越次第直ニ出番可仕候間此段御安心

可被下候、伊藤令娘御容体、格別之事も無之候、何れ明日拜
顔可申上と奉存候、右御請申上候、草々拜具

六月十八日 方成

池田謙齋様

〔田中〕

(一) 東伏見宮……明治十年大政官賞勲局法定官、陸軍少将二
品親王。

23 明治 年三月七日

一六六 伊東方成 池田謙齋

尚以別紙御返上仕候也

尊状拝読仕候、然ハ明八日御当番之処、御親類御祝義之事御
座候て御指支被成候ニ付、小生御代番致候様懇々御示し之趣、
委細拜承仕候、明日御番相勤め候間御安意可被下候、尚以青
山御所拜診ニて、夫方行幸先ニ於て交代之件、是又承知仕候、
右御請仕候也

三月七日午後八時 伊東方成

池田謙齋様

〔田中〕

24 明治 年六月二十四日

一七一 伊東方成 池田謙齋

(封筒) 駿河台北甲賀町旧拾五番地 池田一等侍医殿不学貴答

青山侍医局 伊東方成

尚々委細は後刻ニ讓候、

拜呈仕候、然ハ皇太后宮午前八時拜診、御拜診後格別之御痛
不被為在、昨夜御格子御相応御安眠、只今迄御大便四回御通
利、尤も御多量ニは不被為在候得共、今朝ハ御胃痛大分御鎮
静、御腹満も少々御緩被遊、御脈六十七、八動、御舌上薄き
白苔を相同候、惣て御平穩ニ奉診候、依て御散薬御前法方調
献候、右之御容体ニ被為在候間、本日懇々御拜診御出頭ニ及
ひ申間敷奉存候、右之段不取敢御報知申上候也

六月廿四日

伊東方成

池田一等侍医殿

尚々昨夕私用ニ付詰所迄罷出候ニ付、早蕨典侍^(一)一診候処、
腰湯後気分宜敷悦喜被致候、又竹命婦も嘔吐大分鎮静致
候由、乍併兩人とも昨夜より今朝之容体如何ハ未夕承知
不仕候得共、乍序此段申上置候也

〔田中〕

(一) 早蕨典侍……権典侍柳原愛子。柳原光愛の次女。明治五年
明治天皇に仕え、六年権典侍。明治八年薰子内親王、明治
十年敬仁親王、十二年嘉仁親王(大正天皇)を生む。明治
三十五年典侍に進む。昭和十八年没。

25 明治 年八月十五日

一七七 伊東方成 池田

皇太后宮、今朝拝診、御脈六十五、六、御氣先御平常、追々御順快と奉診候、然先日中^〇御三度とも御湯煮ノミ被召上、御腹合御調ひ被遊候二付、一昨夕御膳常之御飯少々為御試被召上候後、微々タル御胃痛被為在、兎角御食欲不被為復候由御沙汰御座候二付、是迄之御丸薬今日丈被召上、明朝拝診之上御薬御加減可申上旨御直ニ申上置候、明朝左之衆薬、硝酸ビスミツト二十氏、マク子シヤ十二氏、右散トシ、一日之御量三包ニ分つ、御水薬も過日御相談后左之通り、重曹・大夷水製丁幾・メントー水、右等之者ニては如何、今夕御拝診ニも相成候ハ、御高案当番医員え御認置被下度候、小生ハ明朝十時頃迄ニ拝診出頭可仕と存候、右之段御相談仕度如此ニ御座候也

八月十五日

伊東方成

池田一等侍医殿

尚々昨夕ハ御返書被下拝承仕候、上申書中経費云々御異存御尤千万、乍去小生ニハ少々愚存も有之右様相認め候、差急候義ニは無之候間、篤と御相談相願度候、已上

(田中)

26 明治(十八) 年一月三十一日

一七二 伊東方成 竹内正信

拝読仕候、然ハ忍命婦麻疹ニ罹り、青森方へ下宿療養致候ニ付ては、差向き患者無之候間、伊東^(二)山利^(三)両君は従前之通り当番被相勤候て可然義と奉存候、左様御承知可被下候、右御請申上候也

一月三十一日

伊東方成

竹内二等侍医殿

尚々昨日御差繰被下千万難有奉存候、尚拝光御厚礼可申上候、拜具

(田中)

(一) 伊東……伊東政敏。侍医局医員。明治二十九年没。

(二) 山科……山科元行。侍医局医員。明治四十三年没。

(三) 竹内二等侍医とあるので、明治十八年頃と推定される。

27 明治 年八月十七日

一七四 伊東方成 池田謙斎

(封筒) 池田謙斎様侍史 伊東方成

拜啓、昨日は大山家え度々御苦勞被成下万々難有奉存候、昨夜ベルツ氏御同伴御高案御示し被下拝承仕候、小生も九時前罷出直ニ尿六合余を取り検査為致候、子宮内洗滌之義ハ委細

拝承仕候得共、ドツペル之カテーテル所持無之候ニ付、今日御廻診之節、右器械御持参、御施し被下候様奉願候、今朝門人左之通り申来候、

昨夜中時々譫語、午前一時頃より脈沈微、体温三十九度九分ニ昇り、十五、六動毎ニ歇滞候ニ付カンフル少量投与、午前二時頃ニ至り歇滞相止ミ脈力ツキ、午前四時三十九度六分、脈九十四、五、今朝ニ至り稍醒覺之模様相見え、少々ハ佳候ニも可有之哉と見請候趣申来候、今朝サルチュール酸ソーダ一投し候由、御多用中何共奉恐入候得共、本日午後早々御廻診被下、子宮洗滌法御施し被下候様奉願候、余ハ拝顔御礼可申上候、草々頓首

八月十七日

伊東

池田謙齋様 侍史

(田中)

(一) 大山……大山殿。陸軍卿、のち陸軍大臣、参謀総長。元帥。大正五年没。

28 明治 年一月二十四日

一七六 伊東方成 池田謙齋

(封筒表) 池田謙齋様親展

(封筒裏) 秋本殿ニテ 佐藤進・伊東方成

拝呈仕候、然ハ秋本從五位殿一診候処、脈百二十搏、体温四

十度二分、頭痛甚敷、四肢倦怠等之諸症末タチユス之兆ハ相見不申候得共、頗る熱性之疾患と被存候、同時ニ佐藤先生御来診ニ付御相談、左之手当ニては如何、稀塩酸リモナーデ及ヒ塩酸キニーネ等相投し度候、尚今夕御高診之上御取捨可被下候、右申上度、余は拝顔可申上候也

一月廿四日

伊東方成

池田謙齋様

(田中)

29 明治 年二月二十三日

一七九 伊東方成 池田謙齋

尔後益御万祥奉拝賀候、過日御光来被下候処、折悪敷不在中千万奉恐縮候、其節御認め之御書拝誦仕候、篤宮様御病氣ニ付不一方御尽力、追々御快方ニ被為成、不日御全治御届も御差出可相成御都合、恐悅此事ニ御座候、右ニ付尊兄御心得方之義ニ付宮内卿ニ打合申度毎度出頭候処、不参又ハ退出後等ニて面会不仕候ニ付、昨日書記官え申出候処、御全治御届被差出候後、一兩日も御憚り被成御出勤可然との事候間、昨日御留主中、御尊母様へ右之段一寸申上置候、尚今日宮内卿と面会、右之次第逐一申入候処、御病者幸ひ御悪性之御症ニも無之、追々御快方被遊候ニ付ては、御全治御届後一日消毒之為め御憚り被成御出勤相成候て可然旨被申聞候、左様御承知可被下候、尚委細は拝眉可申上候、草々拝具

二月廿三日

方成

池田謙齋様 侍史

(田中)

30 明治 年十二月十七日

一二七四 伊東方成 池田謙齋

拝啓、陳ハ荆妻生母鈴木さだ儀長々病氣之処、養生不相叶昨十六日午後十一時半死去仕候間、此段(為御申上候)病中ハ御見舞被下難有奉存候、草々

十二月十七日

伊東方成

池田謙齋殿

(田中)

(一) 荆妻生母……方成の先妻は玄朴の二女はる。はるが文久二年享年二十三歳で死去したので、玄朴の三女遊喜と再婚した。ここでは遊喜の生母をさす。なお玄朴の妻照は明治十四年五月七日没。

31 明治 年二月十四日

一二七五 伊東方成 池田謙齋

拝啓仕候、然は今朝新樹典侍殿より藤袴掌侍病症被尋候間、弥軽き麻疹ニ有之旨相答置候、内実ハ最初より熱候少く、兆候不完全故確診致兼、或ハルベアラニも可有之哉とも被考候得共、初診後三、四日間も軽過致し候間(マ)媛妹タル事も難申出候ニ付、先つ軽易之麻疹と確答致置候間、左様御承知可被下

候、且つ今朝十時過診察候処、昨日は朝夕とも発熱、気分從て不宜候由、乍併今朝ハ更ニ熱氣無之、発疹左手ニ少し相見

ハ、他ハ殆ント消散、気分宜敷、脈七十、夕刻之熱発無之候ハ、追々軽快ニ被趣可申と診察致候、右為御承知如此御座候、
拜具

二月十四日

伊東方成

池田謙齋様

(田中)

(一) ルベアラ…… Rubella 麻疹。

32 明治 (十九) 年一月十四日

一五七 伊東方成 池田謙齋

拜呈、尔来益御清祥可被為渡奉賀上候、然ハ侍医局改革之件ニ付、貴官へも御意見相同度候間、本日午後御出頭被下度旨、香川申聞候、且つ竹内侍医其外之件ニ付至急御相談仕度候間、御差繰午後二時迄ニ御出局被下度候、小生ハ本日当直ニて午後二時前ニ出頭御侍請仕候、香川氏ハ午後三時ニは退出致候、左様御承知可被下候、右得御意度草々拜具

一月十四日

伊東方成

池田謙齋様 侍史

(田中)

(一) 侍医局改革……内閣制度へ移行にともなう明治十九年二月の侍医局改革の件か。

33 明治 年十月十三日

一七三 伊東方成 池田謙齋

(封筒表) 池田侍医局長殿親展 宮城侍医局伊東方成

(封筒裏) 〆 (印) 宮内省

拝呈、然ハ皇后陛下御眼疾御検査、何日頃被仰付候哉相伺候
処、明十四日御都合御宜敷被為入候様御沙汰ニ御座候間、明
日晴天ナレバ午前九時頃出頭拝診可申上旨申出置候、貴官明
日御指支無御座候ハ、乍御苦勞同時刻御出頭奉願候、右得
御意度候、草々拝具

十月十三日

伊東方成

池田局長殿

(田中)

(一) 池田侍医局長殿、侍医局伊東方成とあるので、明治二十一年から二十三年の間の書簡と推定される。